

(11) 総合学生支援室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されている。業務内容は、次のとおりである。

- i) 学生支援体制及び方法に係る企画立案に関する事項
- ii) 卒業生・修了生に対するアフターケアの充実に関する事項
- iii) 関係委員会等における学生支援の実質化に係る連携調整に関する事項
- iv) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

イ 組織の構成及び構成員等

総合学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長とし、室員は教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、保健管理センター所長、教育支援課長、学生支援課長、その他学長が指名した者で構成されている。平成27年度においては、プレイスメントプラザ次長が学長指名により室員に追加された。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成27年度は、総合学生支援室構成員による総合学生支援室会議を6回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 障害のある学生の修学支援体制の整備
- ii) 学生懲戒に関する規程等の整備
- iii) 第6回学生生活実態調査の調査結果に基づく検討
- iv) 学生支援に係る各組織及び教職員の支援内容・役割等
- v) 総合学生支援室の組織に関する見直し

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

障害者差別解消法の合理的配慮規定等の施行（平成28年4月）に向けて、障害のある学生への修学支援等を円滑に実施するための学内組織の整備等について、検討を行った。

学生懲戒に関する学内規則の整備について検討を行い、学生懲戒規程及び学生懲戒指針の一部改正を行った。

また、平成26年度に実施した学生生活実態調査の調査結果に基づき、学生支援の現状把握や課題等の抽出などの検討を事務局関係各課に依頼し、学内各組織による学生支援の改善・充実を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

障害のある学生への修学支援等を円滑に実施するための学内組織の整備等についての検討を行い、障害学生支援室の設置案及び合理的配慮の合意形成に係る手続き等を策定した。

今後の検討課題として、心身の悩みや問題を抱える学生に対するさらなる支援のための対応指針について、検討を行う必要がある。